

姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例（平成27年姫路市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(関係地域)

第3条 条例第2条第8号の規則で定める地域は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める地域に、条例第10条第2項の規定により提出された生活環境影響調査結果書の結果に基づき、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域を加えた地域とする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）及び第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場並びに政令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに掲げる産業廃棄物処理施設 敷地境界線から500メートル以内の地域
- (2) 廃棄物の処分に供する施設（前号に掲げるものを除く。）及び自動車リサイクル法第2条第14項に規定する破砕業の用に供する施設 敷地境界線から200メートル以内の地域
- (3) 廃棄物の積替えのための保管施設及び自動車リサイクル法第2条第13項に規定する解体業の用に供する施設 敷地境界線から50メートル以内の地域

(事前相談票の提出)

第4条 条例第7条第1項の規定による事前相談票の提出は、様式第1号に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- (1) 廃棄物処理施設等の設置場所の土地（以下「計画地」という。）の位置図
- (2) 廃棄物処理施設等（最終処分場を除く。）における廃棄物の処理工程
- (3) 廃棄物処理施設等の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(事前相談の変更の届出)

第5条 条例第8条第1項の規定による届出は、様式第2号により行うものとする。

(事前相談の廃止の届出)

第6条 条例第9条の規定による届出は、様式第3号により行うものとする。

(事業計画書の提出)

第7条 条例第10条第1項の規定による事業計画書の提出は、様式第4号に次に掲げる

書類及び図面を添付して行うものとする。

- (1) 計画地の位置図
  - (2) 計画地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第2項又は第5項の規定により法務局に備え付けられた地図又は地図に準ずる図面の写し
  - (3) 計画地付近の現況写真
  - (4) 廃棄物処理施設等（最終処分場を除く。）における廃棄物の処理工程
  - (5) 廃棄物処理施設等の処理能力の算出根拠を明らかにする書面
  - (6) 廃棄物処理施設等の構造を明らかにする図面及び設計計算書並びに配置図
  - (7) 廃棄物処理施設等（最終処分場に限る。）の周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書面
  - (8) 計画地及び廃棄物処理施設等の設置等に供する建物に係る登記事項証明書
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 2 条例第10条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業計画を実施するにつき必要な他の法令の許可等の種類
  - (2) 廃棄物処理施設等（廃棄物の処分又は積替えのための保管を行う施設（最終処分場を除く。）に限る。）によって処理を行った後における廃棄物の処分に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
（生活環境影響調査結果書）

第8条 条例第10条第2項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 廃棄物処理施設等の設置等をしようとする廃棄物処理施設等の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設等の設置等をすることに伴い生じる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、関係地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下「廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）
- (2) 廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- (3) 当該廃棄物処理施設等の設置等をすることが関係地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法
- (4) 当該廃棄物処理施設等の設置等をすることにより予測される廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- (5) 当該廃棄物処理施設等の設置等をすることが関係地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果
- (6) 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該廃棄物処理施設等の設置等をすることが関係地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

2 前項第5号の結果には、同項第4号の変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲に対する生活環境の保全のための措置及びその予想される効果を記載しなければならない。

(事業計画の変更の届出)

第9条 条例第11条第1項の規定による届出は、様式第5号により行うものとする。

(事業計画の公表)

第10条 条例第12条第2項の規定により公示する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 事業計画書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

2 前項の規定による公示は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
- (2) 告示
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

3 条例第12条第5項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画者の問合せ先
- (2) 関係地域の範囲
- (3) 事業計画について生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。
- (4) 事業計画について意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業計画の廃止の届出)

第11条 条例第13条第1項の規定による届出は、様式第6号により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による周知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
- (2) 告示
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(周知計画書の提出)

第12条 条例第14条第1項の規定による周知計画書の提出は、様式第7号に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

- (1) 関係地域、閲覧の場所及び説明会の場所を明らかにする図面
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 条例第14条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第19条第4項に規定する見解の周知及び条例第21条に規定する見解の周知に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(周知計画の変更の届出)

第13条 条例第15条第2項の規定による届出は、様式第8号により行うものとする。

(説明会の開催方法等)

第14条 条例第16条第1項の説明会(以下「説明会」という。)は、説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催するものとする。

2 事業計画者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるものとする。

3 事業計画者は説明会に参加した者に対し、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること及び当該意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うことを口頭又は書面の配布により周知するものとする。

4 条例第16条第2項による広告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業計画者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業計画を作成した旨

(3) 事業計画書の写しの閲覧の場所、期間及び時間

(4) 関係地域の範囲

(5) 説明会の場所及び日時

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

5 前項の規定による広告は、次の各号のいずれかに該当する方法により行なわなければならない。

(1) 関係住民への印刷物の配布

(2) 関係地域の公共の場所の掲示板等への掲示

(3) 日刊新聞紙への掲載

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が適当と認める方法

(実施状況報告書)

第15条 条例第17条の規定による報告は、様式第9号に次に掲げる書面及び図面を添付して行うものとする。

(1) 条例第16条第2項の規定による広告に用いた書面又はその写し

(2) 説明会で配布した書類及び図面

(3) 説明会で交わされた質問及び回答の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面及び図面

(意見書の提出)

第16条 条例第18条第2項の規定による意見書の提出は、様式第10号により行うものとする。

(見解書の提出等)

第17条 条例第19条第1項の規定による見解書の提出は、様式第11号により行うものとする。

のとする。

2 条例第19条第3項の規定による公示は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
- (2) 告示
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

3 条例第19条第4項の規定による周知は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 関係住民への印刷物の配布
- (2) 関係地域の公共の場所の掲示板等への掲示
- (3) 日刊新聞紙への掲載
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が適当と認める方法

4 前項の周知を実施するときは、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 条例第19条第1項の見解について関係地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。
- (2) 事業計画者の問合せ先
- (3) 関係地域の範囲
- (4) 第1号の意見書の提出があったときは当該意見に対する見解の周知を行うこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項  
(事業計画者の見解に対する意見書の提出)

第18条 条例第20条第2項の規定による意見書の提出は、様式第12号により行うものとする。

(見解に対し提出された意見書に対する見解書の提出等)

第19条 条例第21条第1項の規定による見解書の提出は、様式第11号により行うものとする。

2 条例第21条第3項の規定による公示は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
- (2) 告示
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

3 条例第21条第4項の規定による周知は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 関係住民への印刷物の配布
- (2) 関係地域の公共の場所の掲示板等への掲示
- (3) 日刊新聞紙への掲載
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が適当と認める方法

4 前項の周知を実施するときは、次に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 事業計画者の問合せ先

- (2) 関係地域の範囲
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項  
(合意の形成の判断に係る周知)

第20条 条例第22条第4項(条例第23条第4項において準用する場合を含む。)の規定による周知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
- (2) 告示
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法  
(再判断の請求等)

第21条 条例第23条第1項及び第2項の規定による再判断の請求は、様式第13号により行うものとする。

(意見の調整の申出書等)

第22条 条例第24条第1項の規定による意見の調整の申出は、様式第14号により行うものとする。

2 条例第24条第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による周知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
- (2) 告示
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法  
(終了に係る周知)

第23条 条例第25条の規定による周知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市が開設するインターネットのホームページへの掲載
- (2) 告示
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法  
(進捗状況等の公表)

第24条 条例第27条の規定による手続の進捗状況等についての公表は、次に掲げる手続が行われた場合に行うものとする。

- (1) 条例第7条第1項の規定による事前相談票の提出
- (2) 条例第8条第1項の規定による事前相談の変更の届出
- (3) 条例第9条の規定による事前相談の廃止の届出
- (4) 条例第10条第1項の規定による事業計画書の提出
- (5) 条例第11条第1項の規定による事業計画の変更の届出
- (6) 条例第14条第1項の規定による周知計画書の提出
- (7) 条例第15条第1項の規定による周知計画の変更の届出
- (8) 条例第17条の規定による説明会の実施状況の報告
- (9) 条例第18条第1項の規定による意見書の提出

- (10) 条例第20条第1項の規定による意見書の提出
- (11) 条例第21条第5項の規定による周知を終了した旨の届出
- (12) 条例第23条第1項又は第2項の規定による再判断の請求
- (13) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める手続

2 前項の規定による公表は、市が開設するインターネットのホームページへの掲載により行うものとする。

(適用除外)

第25条 条例第31条第3号に規定する規則で定めるものは、処理能力が増加しない施設の更新又は変更に係るものであって、生活環境への負荷を増大させないことが明らかなものとする。

2 条例第31条第4号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を取り扱わないこと。
- (2) 機械設備等を用いて廃棄物の選別等を行わないこと。
- (3) 建物内で廃棄物の積替えのための保管を行うこと。

3 条例第31条第5号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 機械設備等を用いて解体作業を行わないこと。
- (2) 建物内で解体作業を行うこと。

(補則)

第26条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第10条第3項第3号、第14条第1項並びに第17条第4項第1号及び第4号の改正規定並びに様式第1号から様式第14号までの改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。